



2022年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社プロトコーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
 (コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
 問合せ先
 役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人
 電話 052-934-2000

第44期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報の一部訂正について

当社「第44期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

記

1. 「第44期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」24ページ

(1) 訂正箇所 [金融商品に関する注記] 2. 金融商品の時価等に関する事項

(2) 訂正内容 (訂正箇所に下線を付しております。)

(訂正前)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,051	2,051	—
資産計	33,824	33,824	—
長期借入金 (1年以内返済予定の 長期借入金を含む)	454	458	3
負債計	<u>7,266</u>	<u>7,269</u>	3
デリバティブ取引 ※1	8	8	—

※ 1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

2 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(訂正後)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,051	2,051	—
資産計	<u>2,051</u>	<u>2,051</u>	—
長期借入金 (1年以内返済予定の 長期借入金を含む)	454	458	3
負債計	<u>454</u>	<u>458</u>	3
デリバティブ取引 ※1	8	8	—

※ 1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

2 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「第 44 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」 24 ページ

(1) 訂正箇所 [金融商品に関する注記] 3. 市場価格のない株式等

(2) 訂正内容 (訂正箇所の下線を付しております。)

(訂正前)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	291

これらについては、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(訂正後)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	291
<u>投資事業有限責任組合への出資</u>	<u>1,127</u>

これらについては、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 「第 44 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」 30 ページ

(1) 訂正箇所 [会計方針の変更に関する注記] 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

(2) 訂正内容 (訂正箇所の下線を付しております。)

(訂正前)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社グループが代理人として関与したと判定される取引については純額で表示しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部については、売上高から減額しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しておりますが、収益認識会計基準第 85 項に定める以下の方法を適用しております。

(訂正後)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社が代理人として関与したと判定される取引については純額で表示しております。また、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部については、売上高から減額しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用しておりますが、収益認識会計基準第 85 項に定める以下の方法を適用しております。

4. 「第 44 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報」 30 ページ

(1) 訂正箇所 [会計方針の変更に関する注記] 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

(2) 訂正内容 (訂正箇所に下線を付しております。)

(訂正前)

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

(訂正後)

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日) 第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

以 上